

本郷交流館

本郷コミュニティ
センターだより

2025年(令和7年) 10月号
福山市本郷交流館
本郷コミュニティセンター
〒729-0252 福山市本郷町 2850
Tel (084)936-2312
mail:hongou-community@city.
fukuyama.hiroshima.jp

こどもの笑顔をまもるために ～こどもの人権～



1989年11月20日は、すべての子どもの基本的人権を保障する初めての国際条約『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』が国連で採択された日です。条約では、子どもがおとなと同じように「権利をもつ一人の人としてとらえ、さまざまな差別から一人ひとりの子どもの尊い生命と生活を守り、人権を尊重しよう」と定められています。

★生きる権利

- ・住む場所や食べ物があること
- ・病気やケガをしたら治療を受けられること
- ・健康に生まれ、防げる病気などから命が守られること

★守られる権利

- ・紛争や戦争に巻き込まれず、難民になったら保護されること
- ・あらゆる種類の暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- ・障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られること

★育つ権利

- ・教育を受け、休んだり遊んだりできること
- ・もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
- ・自分の名前や国籍を持ち、親や家族と一緒に生活できること

★参加する権利

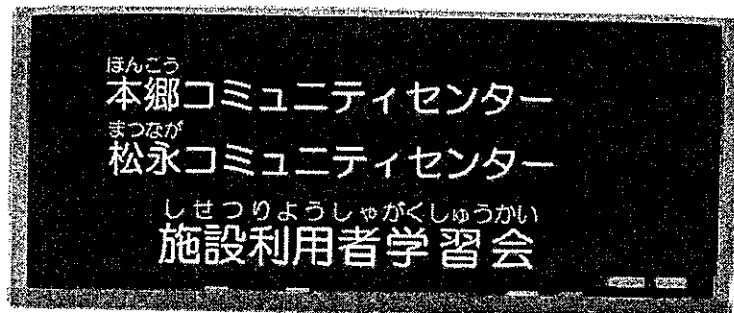
- ・プライバシーや名誉がきちんと守られること
- ・自由に意見を表したり、団体を作ったり、自由な活動を行えること
- ・成長に必要な情報が提供され、子どもにとってよくない情報から守られること

児童虐待やいじめの問題をはじめ、こどもの健康や福祉を害する犯罪の多発など、こどもの人権をめぐる状況は深刻です。

「いじめ」は心とからだを傷つけるだけでなく、時には命をも奪う重大な人権侵害です。

児童虐待はこどもの心とからだの成長、人格の形成に深刻な影響を与える重大な権利侵害です。

次代を担う子どもたち一人ひとりの人格が尊重され人権が守られる中で、たくましく健やかに生きる力を持つ子どもたちを育成することができる社会づくりが必要です。すべてのこどもが持っている権利を正しく理解し、その権利が守られるよう保護者だけではなく学校や職場や地域で考えあい行動し、お互いの人権が尊重される社会の実現をめざしましょう。



日頃より、本郷コミュニティセンター・松永コミュニティセンターを大切に利用していただきありがとうございます。

コミュニティセンターの設置目的をご理解いただき、今後も気持ちよく利用していただくために、毎年行っている「施設利用者学習会」を次のとおり開催します。

つきましては、大変ご多用のこととは思いますが、ぜひ、ご参加をお願いします。

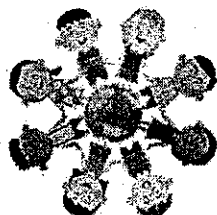
- ◆日時 2025年11月15日(土) 10:00~11:30
- ◆場所 本郷コミュニティセンター 2階 学習室
- ◆内容 (1) 本郷コミュニティセンター・松永コミュニティセンターの利用について
(2) 人権啓発講座
テーマ:『多様な文化 ～共に暮らす社会をめざして～』
講師:齋藤 かおり さん

※ 本郷コミュニティセンター・松永コミュニティセンター、施設利用者学習会を合同で行いますので、駐車場が混み合う可能性があります。なるべく乗り合わせでのご参加をよろしくお願いします。

〈お問い合わせ〉

本郷コミュニティセンター

TEL 084-936-2312



本郷町の「つどいの場」

ほんわか本郷



ほんわか本郷では新規参加者を募集しています。どなたでも参加できます。

お茶のみ友だちを作ませんか？

11月

6日(木) 10:00~12:00	フレイル予防 ～いきいき元気に！動いて笑って、健康アップ～
27日(木) 10:00~12:00	ふれあいの日 ～百歳体操で体を動かしながら、交流しましょう～

【申し込み・問合せ】 本郷コミュニティセンター
☎ (084) 936-2312